

「弘前市立朝陽小学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、全校児童がいじめのない笑顔いっぱいの学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及び対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2013年 『いじめ防止対策推進法』より）

※「力の差」（強い者が弱い者に対して）、「継続的」「意図的」であるかどうかは関係ない。

※けんかやふざけ合いであっても、いじめ防止等の対策のための組織において背景にあること事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か、適切な判断をする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許さない、生み出さない」という強い認識をもち、学校・教職員の重要課題と位置付け、いじめの未然防止の指導をする。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識をもつ。
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識をもち、いじめを受けた子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。
- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」との認識をする。
- ・「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」と認識する。
- ・いじめ防止は、家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要がある。

(3) いじめの態様

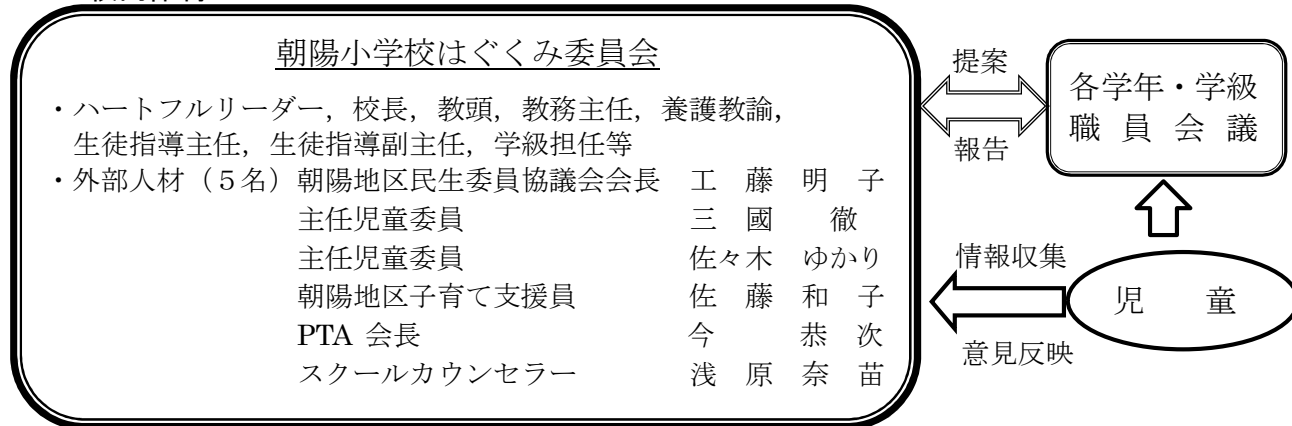
- ・冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(4) いじめの解消の定義

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめにかかる行為が3か月以上止んでいること。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

3 校内体制について



- ・はぐくみ委員会を，いじめ防止等の中核となる組織として位置付ける。
- ・はぐくみ委員会の会議については，校外の人材も加えた構成員全体の会議（総会）を年に2回，教職員のみ会議（校内部会）を原則年3回開催し，情報交換会は毎週行う。
- ・はぐくみ委員会においては，的確にいじめの疑いのある情報を共有し，共有された情報を基に，組織的に対応する。
- ・教職員は，ささいな兆候や懸念，児童からの訴えを抱え込まずに，全てはぐくみ委員会に報告・相談する。
- ・はぐくみ委員会に集められた情報は，学級経営案の様式にしたがい，個人ごとに記録にまとめる。
- ・はぐくみ委員会は，いじめ防止に関する取組等について，年間計画に基づきPDCAサイクルで検証を行う。

4 いじめの未然防止について

○基本的な考え方

- (1) 児童の尊厳が守られ，児童をいじめに向かわせないための未然防止に，すべての教職員が取り組む。
- (2) 未然防止の基本となるのは，児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。

○いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

- ・原因・背景・具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員の共通理解を図っていく。
- ・全校朝会や学級活動などで，校長や教職員が，日常的にいじめ問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・児童と教職員が，いじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むと共に，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。

【教育振興基本計画】

※社会性構築の手立て・・・「ソーシャル・スキル・トレーニング」「ピア・サポート」より

(3) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・障害について，適切に理解した上で，児童に対する指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む。

- ・いじめ防止に向けた児童の取組を教職員は陰で支える。

※(1)～(5)について、「8 具体的な取組と評価 ○学校いじめ防止プログラム」に基づき、定期的なアンケート調査や欠席日数などで検証し、体系的・計画的に PDCA のサイクルに基づいた取組を継続する。

5 いじめの早期発見について

- 常に子どもの変化に気を配り、早期発見・早期対応に心掛ける。

学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の細やかな変化に気を配る。子どもたちの嫌がらせやかからかい、無視、排除などのトラブルを見逃さず、情報を早めに交換し合い、子どもたちとの信頼関係づくりを基盤とした働き掛けと指導を行う。

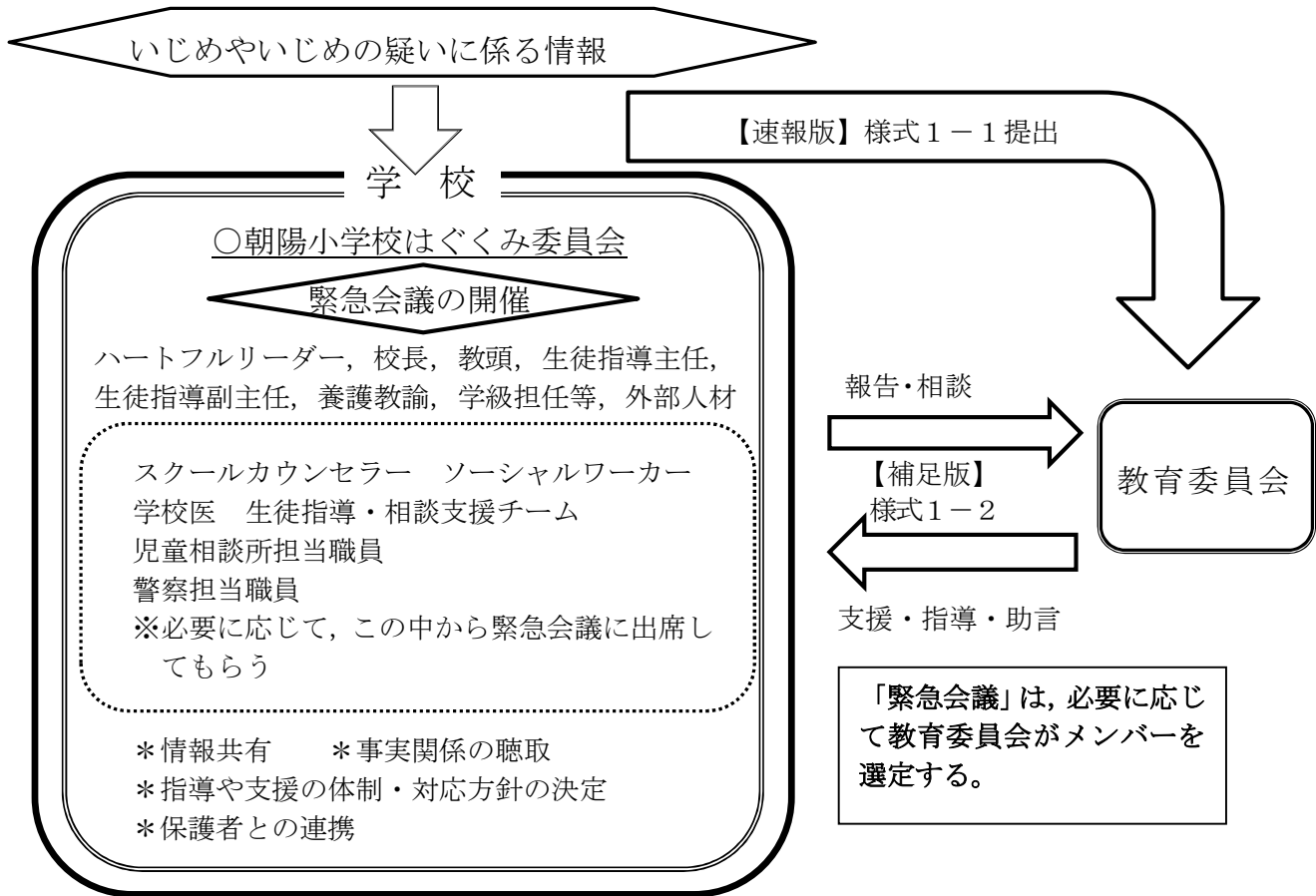
(1) 早期発見に向けての取組

- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
- ・気になる児童がいる場合には、はぐくみ委員会に報告・相談することで、情報を共有し、より多くの目でその児童と周りの様子を見守る。
- ・明らかに様子に変化が見られる場合には、はぐくみ委員会が中心となって教師が積極的に働き掛けを行い、児童に安心感をもたせるとともに、迅速に本人への教育相談や周りからの聞き取りを行う。
- ・年間計画に基づき、「アセス（学校適応感尺度）」といじめアンケートを年に3回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。いじめアンケートについては、全校分のアンケート用紙をはぐくみ委員会が集約（アンケート結果を校長・教頭に報告）、保存する。（アンケートの保存期間は、回答した児童が卒業するまでとする。）
- ・スクールカウンセラーとも情報交換を密にし、子どもの変容に早期発見・対応を行う。

(2) 家庭や地域と連携した取組

- ・学校におけるいじめ防止のための取組を地域に知ってもらうとともに、「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」等に参加していただき、地域の子どもたちに普段から声を掛けてもらえるようにする。
- ・気になる児童がいる場合には、迅速に家庭に連絡し、連携した取組を行う。
- ・学校や家の人に相談しにくい児童がいた場合には、市教育センター等の相談窓口の利用も勧める。
- ・はぐくみ委員会が学校のいじめ相談窓口であることを学校内外に周知し、相談しやすい体制づくりを進める。

★いじめ対応の流れ(いじめ発生時)



(1) はぐくみ委員会の役割

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(2) 外部専門家等の活用について

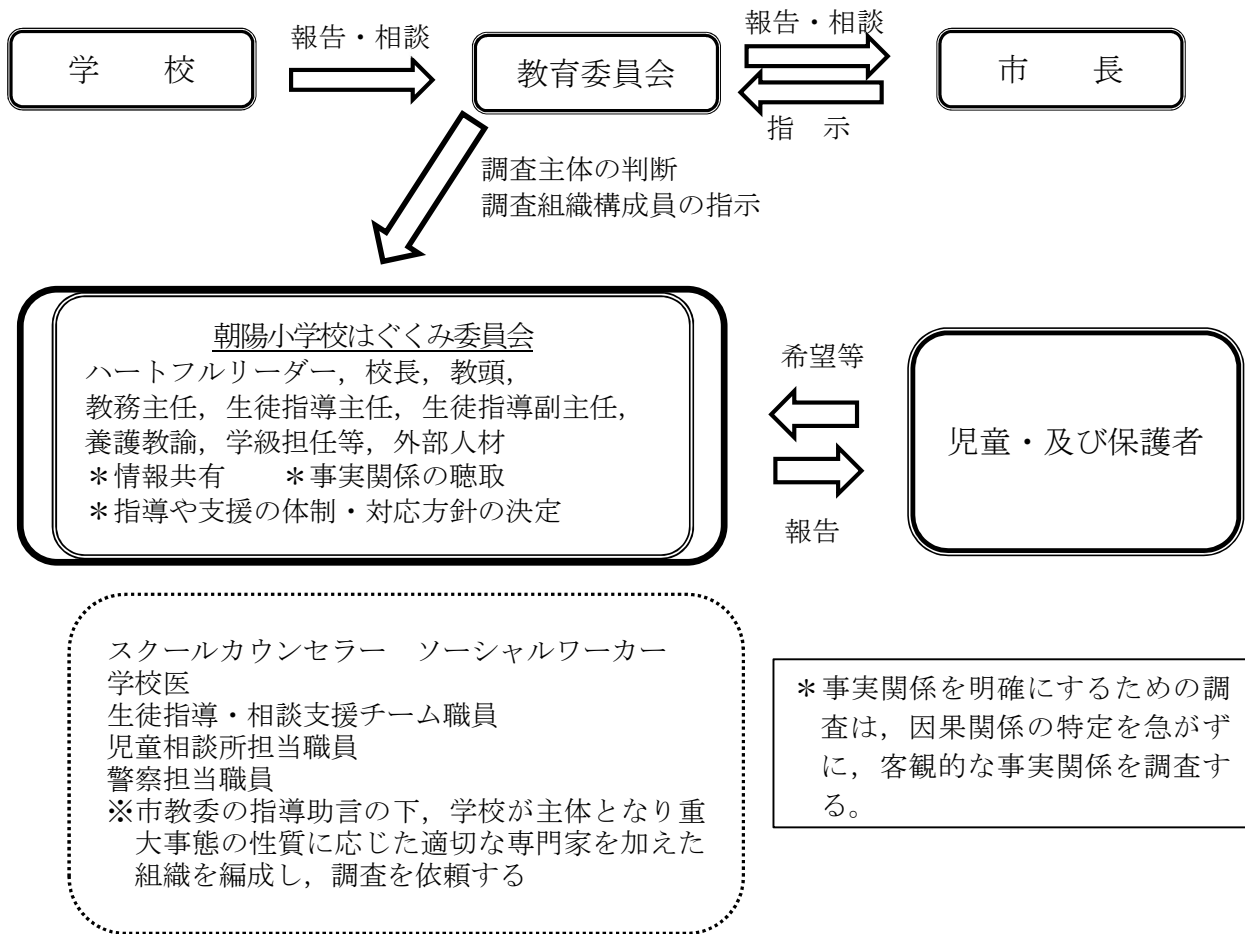
いじめの事案により，必要に応じて緊急会議に出席していただく。

(3) いじめを認知したときの報告について

- ・はぐくみ委員会が中心となり調査した結果，いじめの事実が確認できたときには，校長が責任をもっていじめを受けた児童・いじめを行った児童の保護者及び市教委（学校指導課）に連絡する。また，いじめが解消した際にも同様に連絡する。
- ・解決までに時間がかかる場合は，解消するまでの間，定期的に連絡する。

7 早期発見・事案対処マニュアル…重大事態への対応について

★いじめ対応の流れ(重大事態発生時①)～学校が調査主体となる場合～



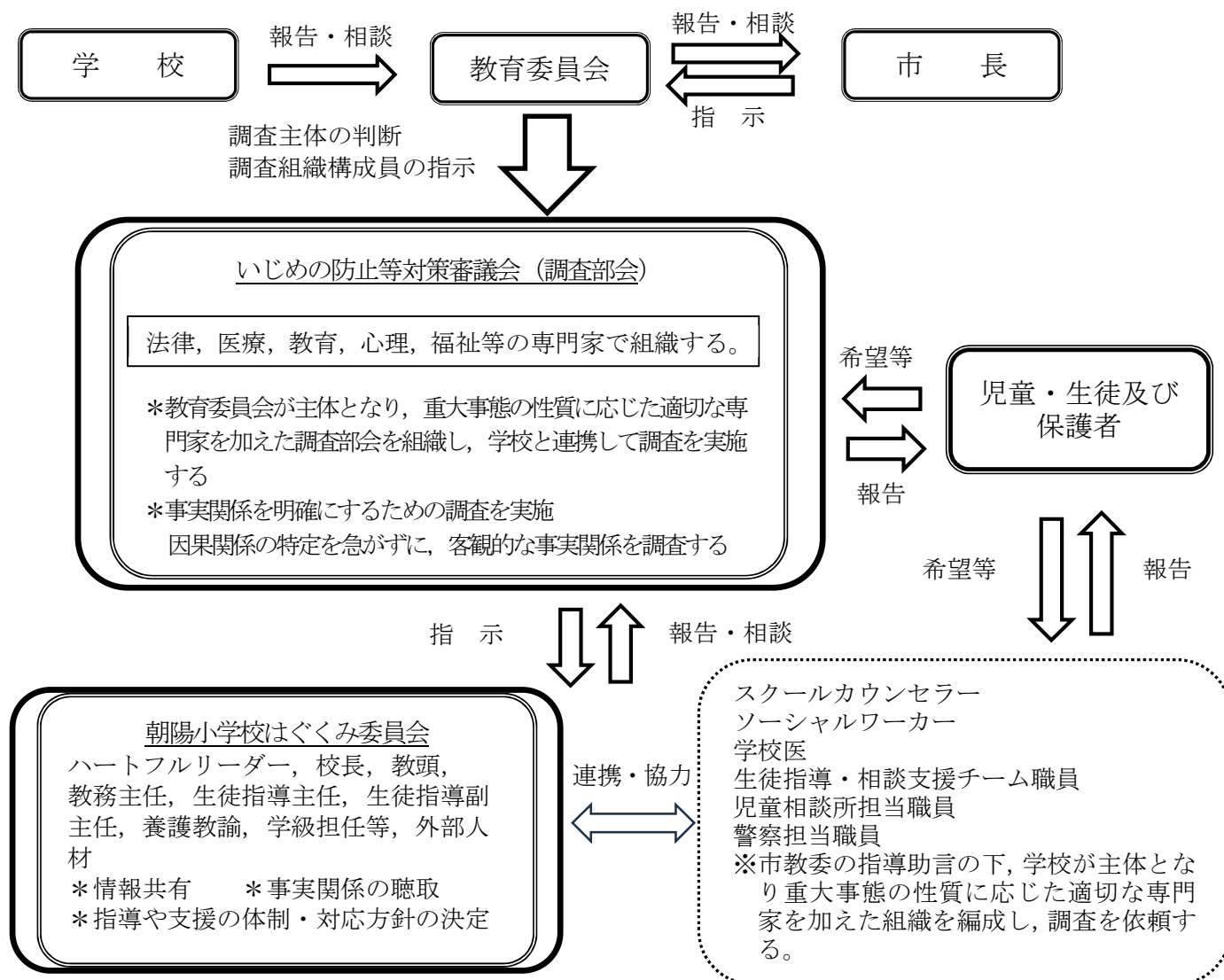
(1) 重大事態発生時の報告について

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに学校長が市教委（学校指導課長）に報告し，調査主体や調査組織について指示を受ける。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，必ず重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 調査結果の提供と報告について

- ・調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について，市教委に報告する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合，その児童や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて，市教委に送付する。

★いじめ対応の流れ(重大事態発生時②)～市教委が調査主体となる場合～



※重大事態発生時②の報告については、重大事態発生時①と同様に行う。

重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態及び当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」と定義する。
(いじめ法第28条第1項)

重大な被害とは、生命、心身又は財産に対する重大な被害を指す。

【分類】

- ① 生命被害・・・自殺・自殺未遂
- ② 身体被害・・・概ね30日以上に加療を要すると見込まれる重大な障害を目安とする
- ③ 財産被害・・・恐喝、仲間はずれにされないように要求はされていないが金銭を渡した。
- ④ 精神被害・・・精神疾患
- ⑤ 相当な期間の欠席・・・いじめを理由とする欠席が年間30日以上である。

※重大事態に該当するか否かの判断は、学校設置者又は、学校がする。

★いじめ重大事態発生時の対応Ⅱ～再調査

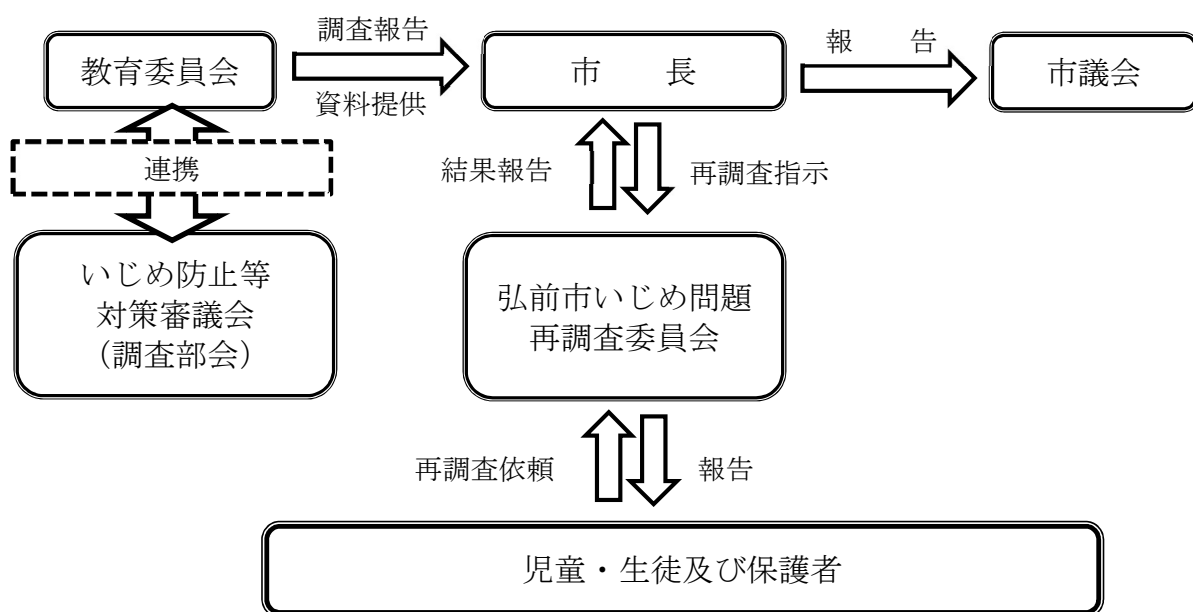
- ・調査主体が学校であった場合

いじめ防止等対策審議会の調査部会で再調査を実施する。

- ・調査主体が教育委員会であった場合

教育委員会または学校による下記ア～エなどの調査が不十分であると考えられる場合は再調査を検討する。

- ア 新しい事実が判明した場合，または，新しい重要な事実が判明したものの，十分な調査が尽くされていない場合。
- イ 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査項目について十分な調査が尽くされていない場合。
- ウ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
- エ 調査委員等の人選の公平性，中立性に疑義がある場合。



例１）自殺（未遂を含む）事案が起きた際

- ①調査主体 ⇒ 教育委員会→調査部会の開催
- ②市長に連絡⇒ 弘前市学校危機対応緊急支援チームを組織・開催
※指導主事派遣（学校常駐含む）
ＳＣ依頼

8 学校いじめ防止プログラム

具体的な取組と評価

		未然防止	早期発見	組織的な活動
P 計画	4 月	あいさつ運動一斉取組日 あいさつ運動月間（リトルJUMP） ※保護者への説明と啓発 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 集会（1年生紹介）を通した人間関係づくり	・教育相談 （必要に応じて） 低中高ブロック会議（週1回）	・職員会議 いじめ防止基本方針(案)の確認 ・はぐくみ委員会① 令和7年度の取組計画検討 いじめ防止基本方針の決定 ・児童情報交換会（週一回）
	5 月	縦割り班活動による交流 あいさつ運動 運動会を通した人間関係づくり	・アセス1 ・いじめアンケート1 ・教育相談	・はぐくみ委員会校内部会 （サポート会議全体会①） ※その後適宜開催
D 実行	6 月	話し合い活動（学級の諸問題について） 行事（修学旅行・宿泊学習・社会見学）を 通した人間関係づくり		
	7 月	・いじめ防止標語コンクール ○あさひ強調月間 ↓	・保護者面談	・全職員による中間評価の実施 ・朝陽地区小中学校等情報交換会 （はぐくみ委員会代表，地区社会福祉協議会長， 民生委員・主任児童委員，四中学校長，生徒指導 主事，中央交番署員）
	8 月	あいさつ運動一斉取組日 あいさつ運動月間（リトルJUMP）	・校内研	・はぐくみ委員会校内部会 （サポート会議全体会②）
	9 月	あいさつ運動		
	10 月	マラソン記録会週間を通した人間関係づくり 学習発表会を通した人間関係づくり		
C 評価	11 月	いじめ防止を意識した道徳授業の実施 縄跳び記録会週間を通した人間関係づくり ○あさひ強調月間	・アセス2 ・いじめアンケート2 ・教育相談	
	12 月	かるたの日を通した人間関係づくり ↓		・学校評価による今年度の反省 （教職員，保護者，外部専門家等） ・朝陽地区小中学校等情報交換会 （はぐくみ委員会代表，地区社会福祉協議会長， 民生委員・主任児童委員，四中学校長・生徒指導 主任，中央交番署員）
A 修正	1 月	あいさつ運動一斉取組日 あいさつ運動月間（リトルJUMP）		・はぐくみ委員会校内部会 （サポート会議全体会③） ・学校評価を受けた次年度基本方針案の検討
	2 月	あいさつ運動 行事（6年生を送る会）を通した人間関係づくり ↓	（・アセス3） ・いじめアンケート3 ・教育相談 （必要に応じて） ↓	・はぐくみ委員会② 今年度の取組状況について， 今年度基本方針の見直し
	3 月	↓ きらきら運動のまとめ		・職員会議 次年度基本方針案の確認

9 その他

・策定した「いじめ防止基本方針」は，児童を通して保護者に配布する。

※(リトル JUMP)は，6 年生全員と計画委員会が登録している。